

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	5-3
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	29-1		
許認可等	保安機関の認定				
<p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号) (認定)</p> <p><u>第二十九条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分 (以下「保安業務区分」という。) に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。</u></p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 保安業務区分</p> <p>三 保安業務を行う事業所の所在地</p> <p>3 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号) (欠格条項)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 この法律若しくは高压ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第三十五条の三の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>[参考条文2]</p> <p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号) (認定の基準)</p> <p>第三十一条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。</p> <p>一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準</p>					

に適合するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

[参考条文3]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年三月十日通商産業省令第十一号）

第二十九条（保安業務区分）

第三十条（認定の申請）

第三十一条（保安業務に係る技術的能力）

第三十二条（保安機関の損害賠償措置）

第三十三条（構成員の構成）

[参考条文4]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12年12月25日付平成12・11・21産第6号）

I 液化石油ガス販売事業等関係